

2016年度後期民法第4部試験問題

2017年1月30日

松岡 久和

次のⅠ～Ⅲのすべての問題に答えなさい。解答の順番は問いません。「60点台であれば不合格にしてください」という記述は認めません。基本的に現行法で考えて下さい。ただ、民法改正案に適切に言及している場合には加点することがあります。

I 次の文章の□1から□10に入る言葉を(漢字で)書きなさい。同じ番号には、同じ言葉が入ります(各2点。合計20点)。正解5問未満の者はそれだけで不合格とし、正解数×10点の点数を付けます(ⅡⅢは採点しません)。

- (1) 民法は、債権の発生原因を意思表示の合致(合意)に基づくもの(契約)と、基づかないものに分けている。契約には、民法に内容が定められた13種の□1がある。契約以外の債権発生原因である事務管理・不当利得・不法行為をまとめて□2と呼ぶ。
- (2) 現行規定において、契約の締結後に特定の売買目的物が滅失した場合、売主に帰責事由があれば、買主は、損害賠償請求や□3が主張できる。売主に帰責事由がない場合には、買主はこれらの主張ができず、売主の代金請求の可否という□4の問題となる。
- (3) 双務契約が□3された場合には、相手方を契約締結時の状態に戻す(受領した給付およびそれから生じた果実や使用利益などもすべて返還する)□5義務が相互に生じる。相互の□5義務は、□6の関係に立ち、一方だけが先に返還を強制されることはない。
- (4) 瑕疵担保責任についての□7説によれば、瑕疵のない特定物を引き渡す債務を考えるとできないから、損害賠償の内容は、□8の賠償に限られる。
- (5) 不法行為における違法性の有無の判断については、被侵害利益の強弱と侵害行為態様の強弱を総合的に考慮する□9説が判例・通説である。たとえば、十分な説明を受けて自らが受ける治療を選択するという□10権も、人格的な権利として保護されるに至っている。

II 次のうちA群とB群から1つずつ合計2つを選んで説明しなさい。各説明は10～15行程度を目安として書いて下さい(各15点。合計30点)。各群から2つ選ぶとか3つ以上解答すれば全部無効として採点しませんので、よく考えて解答して下さい。

A群

- (1) 約款による契約
- (2) 賃借権の対抗力

B群

- (3) 委任契約と事務管理
- (4) 過失責任主義

III

次の問題を読んで、下記の問いに答えなさい（50点）。

AはB・C夫妻の子供である。2013年3月25日、Aは、卒業したばかりのD私立小学校の校庭（地域の人たちに開放されていた）のサッカーゴールを使って、友達数人とサッカーをして遊んでいた。Aが蹴ったボールが大きく逸れてゴールポスト脇の木に当たり、思わぬ方向に跳ね返った。ボールは、さらに、校庭の回りに設置されていた高さ3メートルの防護ネットを超え、校外の坂道を転がって20m先の道路に飛び出た。折悪しく、道路を友達と自転車で併走していた中学3年生のXは、友人との会話に気を取られて転がってきたボールに気付くのが遅くなり、あわててボールを避けようとして転倒した。しかし、擦り傷程度のケガのように思えたXは、ボールを追いかけてきたAを叱ることなく、ボールが飛び出した事情をAから聞いたうえで、今後気をつけるようにと諭して立ち去った。

ところが、その後、高校に進学したXは、膝の調子が悪くなり、次第に歩行に困難を感じるようになった。そこで同年5月7日に病院で診察を受けたところ、Xには、骨が脆くなる病気があることがわかった。そして、その病気にかかっているXは、転倒によって足の骨にひびが入っており、1か月以上気付かずに無理をした結果膝にも過度の負担がかかって、2か月の入院治療を要する状態だと診断された。Xは、7月半ばに入院治療費120万円を支払って退院した。X（正確にはXの親権者だが簡略化のため本問ではXとしておく）は、B・CおよびDに損害賠償を求めて交渉したが、話し合いは進展せず、Xは大学受験にも失敗した。2016年4月、Xは訴えを提起しようと考えている。

なお、事故の報告を受けたD私立小学校が調査した結果、これまで30年間同種の事故はなかったが、検証実験によりボールが校外に出る可能性がないわけではないとわかり、Dは、サッカーゴールの位置を変え、防護ネットの高さを5メートルに上げる対策を行った。

問(1) 2016年4月の時点で、Xが、A、B・C、Dに対して、損害賠償責任を追及するには、それぞれ民法のどの規定を根拠とするのかについて、説明しなさい。

問(2) Xが、B・Cを相手に損害賠償請求訴訟を起こした場合、B・Cは、責任を否定したりその額を争うために、どういう主張をすることができるか。裁判所に認められる可能性がある主張をできるだけ多くあげて、それぞれにつき簡単に説明しなさい。

問(3) B・Cとの訴訟中に、XはDとの間で「Dは、見舞金100万円をXに支払う。Xは、本件について、Dにこれ以上の請求をしない。」旨の示談を行い、DがXに100万円を支払った。この事実は、XのB・Cに対する請求にどう影響するか。